

代表者 社長 小宮次郎 七
資本金 七万五千圓 (全拂)

事業 鉄筋製作

企業主 統一

使用労働者 男三十四名 (内鮮人十四名) 女十二

三労働者側

参議参加人員 八名 (鮮人ノミ)

應接 全協系日本木材労働組合 (元岡米)

参議参加労働者中組合加入者 八名

四、参議発生ノ時 昭和五年十月二十三日

五、参議発生ノ原因

戦界不況ニ伴ヒ製品ノ減少ニ因リ作業ノ一割ヲ縮小スルコト

トナリ職工十四名 (内鮮人八名) ヲ本月十四日解雇セルカ鮮

人ノミ不平ヲ唱ヘ次記ノ如ク噴願セルニ因ル

六、安永事項並其ノ交渉状況

解雇者ニ対スル解雇手當額

一年以上日給十五日分 一年以上日給二十日分

二年半以上日給二十五日分 三年以上日給三十日分

前記手當額ヲ即日受領セル内地人職工ハ他ニ就職先物色中ナ

ルニ鮮人八名ハ會社側ニ對シ口頭ヲ以テ復職ヲ噴願セルニ拒

絶セサレタルニヨリ鮮人等ハ全協日本木材労働組合小出稱作

芝壽美美 江連四郎ニ手摺ヲ求メ本月二十三日令人等ハ小出

社長方ニ立リ面會ヲ強要シ且家族ニ對シ罵倒ニ不穩ナル言辭

ヲ垂レ引揚ルルカ書面要求等ヲ為シタルコトナシ

七、田舎状況

被解雇者ヨリ再三口頭ヲ以テ復職ヲ噴願ヲ為シタルカ其ノ都度

八、経過

前掲解雇手當金以外ノ支給ヲ拒絶シツ、アリ